行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢40歳から60歳代前後の男性（白骨化した頭蓋骨等）

上記の者は、平成26年５月８日午後４時50分頃、同９日午前10時頃、及び同12日午後５時頃に、上越市柿崎区直海浜1567番地223において宅地造成工事中に出土されました。死後数十年以上経過していると推定されます。身元不明のため火葬に付し遺骨は上越斎場に保管してあります。お心当たりの方は、当市福祉課までお申し出ください。

平成26年12月24日

新潟県　上越市長　村山　秀幸

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・年齢不詳、男性、身長163cmから170cm程度と推定

上記の者は、平成26年11月１日午前３時45分頃、石川県七尾市庵町にある白鳥漁港内において、腰骨部から離脱した下半身のみの状態で発見されました。死亡推定日時は平成25年11月頃から平成26年10月頃、死因等は不詳。遺体は火葬に付し、遺骨を保管しております。心当たりの方は、当市健康福祉部福祉課まで申し出てください。

平成26年12月24日

石川県　七尾市長　不嶋　豊和

公示送達

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第１項及び第５項、第100条第１項の規定による本郷都市計画事業東本通土地区画整理事業の次に記載する者に対する「他の宅地についての仮換地指定通知」及び「使用収益停止通知」は、送付すべき者及び送付場所が確知できないので、同法第133条第１項の規定により当該通知書の送付に代えて、その内容を公告する。

平成26年12月24日

本郷都市計画事業東本通土地区画整理事業施行者　三原市

代表者　三原市長　天満　祥典

記

１　書類の送付を受けるべき者の氏名

共有権者　脇本　玉吉　外不明

２　書類の送付を受けるべき者の住所　全員不明

３　通知の内容

仮換地となるべき土地

三原市本郷町本郷字三太刀

647番１　山林　548㎡

他の宅地についての仮換地

71街区　イ　191㎡

公園　ロ　356㎡

71街区　ハ　１㎡

仮換地の指定の効力発生の日

平成27年１月12日

使用し、または収益することを停止する宅地

三原市本郷町本郷字三太刀

647番２　墓地　8.82㎡

647番３　墓地　4.87㎡

647番４　墓地　32㎡

使用し、または収益を停止する日

平成27年１月12日

注意

この通知書記載の「仮換地の指定の効力発生の日」及び「使用し、または収益を停止する日」から「仮換地となるべき土地」及び「使用し、または収益を停止する宅地」については使用し、または収益することができません。

教示

１　この通知について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に広島県知事に審査請求をすることができます。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。）

２　この通知について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に三原市を被告として、通知の取消しの訴えを提起することができます。

３　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に三原市を被告として、通知の取消しの訴えを提起することができます。

なお、従前の土地図は掲載を省略し、それらは広島県三原市本郷南四丁目24番16号、東本通区画整理事務所掲示板に掲示してあります。

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十六年十一月六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十二月二十四日

東京都台東区今戸一丁目一八番一〇号

株式会社エレクトロブレイン

代表清算人　中島　一憲

解散公告

当社は、平成二十六年十二月十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十二月二十四日

東京都港区南麻布五丁目一五番二―三〇二号

株式会社ノエム

代表清算人　田　智秀

解散公告

当社は、平成二十六年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十二月二十四日

東京都新宿区新宿五―一一―一

株式会社ＨＯＬＭＥＳ　ＣＯＮＳＵＬＴＩＮＧ

代表清算人　中川　貴博

解散公告

当社は、平成二十六年十二月二十二日、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十二月二十四日

東京都墨田区両国三丁目一九番三号

両国第一管理株式会社

代表清算人　竹越　徹

解散公告

当法人は、平成二十六年十二月一日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十二月二十四日

東京都大田区南馬込四丁目一三番六号

特定非営利活動法人沖縄文化民間交流協会

代表清算人　江原　理恵

解散公告

当社は、平成二十六年十一月六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十二月二十四日

札幌市東区北二七条東二二丁目六番一二号

株式会社ボデーハウスベスト

代表清算人　小林　廣子

解散公告

当社は、平成二十六年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十二月二十四日

札幌市清田区北野二条二丁目一九番一七号

有限会社ヤエガシデンタルトピア

清算人　八重樫新一

解散公告

当法人は、平成二十六年十月一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十二月二十四日

仙台市青葉区中央二丁目一番一〇号

一般社団法人新生ブレークスルー

代表清算人　及川　明

解散公告

当社は、平成二十六年十二月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十二月二十四日

東京都港区高輪二丁目一番一五―三一五号

山黒鋼業株式会社

代表清算人　森田　法隆

解散公告

当社は、平成二十六年十二月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。